

## テレビCM制作及び新聞広告作成業務仕様書

### 1 件名

テレビCM制作及び新聞広告作成業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和3年11月5日

### 3 周知する主題と背景

【主題】健康診査の受診勧奨

【背景】後期高齢者医療制度における被保険者の生活習慣病の予防や、疾病の早期発見と地域の健康課題の把握を目的に、全被保険者を対象に健康診査を実施しており、健康診査の受診率を令和5年度までに22%達成と目標を設定しているが、平成30年度19.6%、令和元年度19.2%、令和2年度14.1%と伸び悩んでいる状況である。

### 4 周知の対象者

#### (1) 被保険者

- ①75歳以上の方
- ②一定の障がいがある65歳～74歳以上の方

#### (2) 被保険者の関係者

- ①家族など日常的な生活サポートが期待される方

### 5 基本方針

- (1) 上記の背景を踏まえ、単なる周知ではなく、被保険者の行動変容につながる内容のテレビCM及び新聞広告の制作・作成を目的とする。
- (2) テレビCM及び新聞広告は、対象者にとって親しみやすく、分かりやすい構成及び内容とする。
- (3) 制作・作成したテレビCM及び新聞広告は、広域連合HPで掲載できるほか、各種広報物の素材として、委託契約期間終了後も受託者に許可なく使用する予定である。
- (4) テレビCMの放送及び新聞広告の掲載は本業務に含まず、別途、広域連合が放送局及び新聞会社と契約し実施する。

## 6 仕様

### 【テレビCM】

#### ① 内容

- ・危機感を煽る表現等は使用せず、健康診査の重要性や健康診査を受診することによる被保険者のメリットなど前向きな情報を伝えることで、健康づくりに関する意識の向上を図り、積極的に健康診査を受診するように促す内容とする。

#### ② 規格

- ・15秒CM又は30秒CM、1素材

#### ③ 制作方法

- ・原則として、撮影を実施し動画CMを制作すること

#### ④ 放送（参考）

- ・秋田テレビ、秋田放送、秋田朝日放送で放送
- ・15秒CMの場合は、各社GRP300に設定（各社放送回数：約35回）
- ・30秒CMの場合は、各社GRP272.7に設定（各社放送回数：約17回）
- ・11月中旬～12月上旬まで放送

### 【新聞広告】

#### ① 内容

- ・【テレビCM】と同様

#### ② 規格

- ・全15段中4段2色刷り、1素材

#### ③ 作成方法

- ・テレビCMとの一貫性及び整合性を図り作成すること

#### ④ 掲載（参考）

- ・秋田魁新報社、北鹿新聞社、北羽新報社の新聞紙に広告を掲載
- ・CM放送時期に合わせて掲載

## 7 納品

### 【テレビCM】

#### ① 納品方法

- ・広域連合には、DVD等の記録媒体にコピーして1部納品すること。
- ・放送局には、放送局が指定する形式で納品すること。

#### ② 納品日

- ・令和3年11月5日（金）16時まで

### 【新聞広告】

#### ① 納品方法

- ・広域連合には、DVD等の記録媒体にコピーして1部納品すること。
- ・新聞会社には、新聞会社が指定する形式で納品すること。

#### ② 納品日

- ・令和3年11月5日（金）16時まで

## 8 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、十分留意し、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様である。

## 9 その他

- (1) 業務委託契約の締結後、成果品納入までの作業スケジュールを速やかに提出すること。
- (2) 当広域連合が開催する会議、その他打ち合わせ等へ参加すること。
- (3) 本業務で作成された成果品の所有権や著作権は、当広域連合に帰属する。
- (4) 本業務を実施するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (5) 被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- (6) 本仕様に定めのないことや本仕様に疑義が生じた場合は、契約者双方が協議して決定する。
- (7) 本業務を行うために使用したデータについては業務完了後、5年間保管すること。
- (8) (7) のデータの廃棄を行う際には事前に当広域連合に連絡すること。